令和元年１１月２０日

福岡地方検察庁小倉支部・行橋支部
検察官，検察事務官　各位

福岡地方検察庁小倉支部
支部長　内　藤　秀　男

「福岡地方検察庁小倉支部管内における決裁区分について」の一部改正について（事務連絡）

捜査処理の効率化を図るため，平成３０年４月２日付け，当職事務連絡「福岡地方検察庁小倉支部管内における決裁区分について」の一部を改正し，当面の間，下記に掲げる一般刑事事件の地方事件を不起訴裁定する場合は当職の決裁を要しないこととする。

この事務連絡は，本年１１月２５日から実施する。

記

1　被疑者不詳として送致された事件（ただし，重要未検挙事件，人を死亡させた事件は除く。）

2　裁定主文が「被疑者死亡」又は「法人等消滅」により裁定する事件

3 [redacted]